

令和3年4月市議会臨時会 財務部 議案説明資料

目 次

【条例案件】

- 1 専決処分について承認を求める件
 - (1) 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 .. 1頁
 - (2) 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件 2頁

1 専決処分について承認を求める件

(1) 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

(令和3年3月31日専決)

[納税課]

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税の改正

住宅ローン減税について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約した新築住宅等で、令和4年12月31日まで入居した場合には、特例措置として、控除期間を13年間とする。

また、経済対策として、13年間の控除期間のうち合計所得金額が1,000万円以下の年に限り、床面積40m²以上50m²未満（現行の床面積要件は、50m²以上）の住宅についても適用する。

(条例附則第54条関係)

(2) 固定資産税・都市計画税の改正

宅地等及び農地の負担調整措置について、現行の措置を3年間継続する。

ただし、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が上昇する土地について、令和2年度の課税標準額に据え置く特例措置を設ける。

(条例附則第22～24条、第27条、第44条、第45条、第48条関係)

(3) 軽自動車税の改正

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、令和3年3月31日までの適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとする。

(条例附則第32条の2関係)

(4) その他規定の整備

3 施行期日

令和3年4月1日

(2) 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定の件

(令和3年3月31日専決)

[資産税課]

1 改正の理由

地方税法附則の改正により、市街地再開発事業により建築された家屋の権利床に対する固定資産税の減額措置の適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されたことから、保留床に対しても同等の軽減措置を講じるため、不均一課税の適用期限を延長するもの。

2 改正の内容

高度利用地区内で、市街地再開発事業により建築された一定の耐火建築物の保留床に対しては、課税されることとなった年度から5年度分、固定資産税の税率を軽減しているが、その家屋の取得期限を平成33年3月31日から2年間延長し令和5年3月31日とするもの。

※ 「不均一課税」とは、地方税法第6条第2項の規定に基づき、公益上その他他の事由により必要がある場合に、条例により一般の税率とは異なる税率で課税することができるもの。

※ 市街地再開発事業により新築された建築物において、従前の権利者がその権利に応じて与えられる建築物の部分（床）を「権利床」といい、「保留床」とは、それ以外の部分をいう。

[条例に定める税率]

| 区分 | 不均一課税の税率 | 備考 |
|---------|------------------------|---|
| 住宅の部分 | 0.933% (税率1.4%の2/3) | 床面積120m ² 超、280m ² 以下の部分について、左記の税率を適用 |
| 住宅以外の部分 | 1.05% (税率1.4%の3/4) | 第二種市街地再開発事業による場合は、税率0.933%を適用 |

3 施行期日

令和3年4月1日